

②戸籍謄本等不正取得事件

行政書士・司法書士らが戸籍謄本等の不正取得により差別身元調査をおこなっていた事件などの発覚を受け、二〇〇八年五月から「改正戸籍法」が施おこなされた。戸籍は原則非公開となり、本人請求時も「本人確認」が義務づけられるとともに、第三者請求できる場合が限定され、委任状の提出・目的の記載など、条件が厳格化された。

部落解放運動の働きかけで、各地の自治体で不正な第三者請求に対する本人通知制度の導入が進められ、東京、和歌山、広島、京都、愛知などで「本人通知」がおこなわれた。大阪では、大阪狭山市などで、事前に登録した希望者に対し代理人および第三者による戸籍の取得を通知する「登録型本人通知制度」が二〇〇九年六月一日、全国に先駆けて導入されたほか、高槻市と箕面市ではこの制度をさらに進め、登録者の要望に応じて、戸籍を取得した第三者（八業士、法人、国・地方公共団体）の請求書を開示する制度を、二〇一〇年二月一日から実施している。埼玉県では、全国ではじめて二〇一〇年六月一日から全ての市町村等でこの制度が導入された。